

令和4年 第5回

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

令和4年7月14日（木）15時から
5階全員協議会室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 情報公開制度，個人情報保護制度及び会議公開制度の概要 並びに龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等について
- 3 その他
- 4 閉会

各制度の概要並びに龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等について

当審査会が取り扱う制度

- 1 情報公開制度（龍ヶ崎市情報公開条例）
- 2 個人情報保護制度（龍ヶ崎市個人情報保護条例）
- 3 会議公開制度（龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例）

1 情報公開制度について

(1) 根拠条例等

龍ヶ崎市情報公開条例（以下「1」において「条例」という。）

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則（以下「規則」という。）

(2) 目的（条例第1条）

当市の情報公開制度は、平成10年4月からスタートした制度です。

市民の知る権利が保障されるよう情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開に関し必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

(3) 定義（条例第2条）

ア 情報公開の対象となる実施機関

市長部局，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員
農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会

イ 情報とは

実施機関の職員が職務上作成した文書，図画，写真などで，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が管理しているもの。

ウ 情報公開とは

実施機関がこの条例に基づき，情報を閲覧に供し，又は情報の写しを交付すること。

(4) 情報公開請求できる人（条例第5条）

ア 市内に住所がある人

イ 市内に通勤・通学している人

ウ 市内に事務所・事業所を持つ個人・法人その他団体

エ 市内で公益活動を行う個人・法人その他団体

オ 市の事務事業に利害関係のある人

※ 上記以外の人から求めがあった場合，公開に応じるよう努めます

→「情報の任意的公開」（条例第15条）

(5) 情報公開の対象とならない場合（条例第14条）

- ア 閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の受付が別に定められている情報
 - イ 実施機関が市民に閲覧させ、又は貸し出すことを目的として管理している図書、資料、刊行物等
 - ウ 平成7年4月1日以前の文書
 - ※ 平成7年4月1日以前に発生した文書について、公開の求めがあった場合、公開に応じるよう努めます
- 「情報の任意的公開」（条例第15条）

(6) 公開しないことができる情報（条例第9条）

- ア 法令等で公開できないとされている情報
- イ 個人に関する情報
- ウ 法人等の不利益となる情報
- エ 国等との協力関係を著しく損なうおそれのある情報
- オ 公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのある情報
- カ 事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報
- キ 人の生命などの保証や市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(7) 情報公開・個人情報保護審査会の主な役割

（条例第12条・第13条，規則第3条）

- ア 実施機関が行った情報公開の決定に対する請求者からの審査請求について、実施機関からの諮問に対し答申すること
- イ 情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関からの諮問に対し、審議し答申すること又はその在り方について意見を述べること
- ウ 実施機関が報告する情報公開制度に係る事項に対し、意見を述べること。

2 個人情報保護制度について

(1) 根拠条例等

龍ヶ崎市個人情報保護条例（以下「2」において「条例」という。）
規則

(2) 目的（条例第1条関係）

個人情報保護制度は、平成12年7月からスタートした制度です。

市が行う個人情報の取扱いに関して必要な事項を定め、個人情報の開示等の市民の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、公正で民主的な市政の発展に資することを目的としています。

(3) 定義（条例第2条）

ア 実施機関

市長部局，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員

農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会

イ 個人情報とは

個人に関する情報であつて，特定の個人が識別される又は識別され得るもの。

ウ 特定個人情報とは

個人番号（マイナンバー）を含む個人情報のこと

エ 条例内の市民とは

(ア) 市内に住所を有するもの

(イ) 市内に住所を有さないが実施機関に個人情報を管理されているもの

(4) 個人情報の取扱いについて（条例第6条～第8条）

市が個人情報を取扱うときは，原則目的を示した上で本人から収集します。実施機関は，個人情報を新たに取扱うときは，個人情報届出書を作成し，その目的及び内容を明らかにします。

(5) 個人情報の利用及び提供の制限（条例第9条・第10条）

個人情報は原則，実施機関の内部若しくは実施機関相互において収集した目的以外で利用したり，外部のものに提供してはいけないこととなっています。ただし，条例第9条第10条において適用が除外される場合について規定されています。

目的外利用や，外部提供を行える場合は次のとおりです。

ア 本人の同意があるとき

イ 法令等に定めがあるとき

ウ 出版，報道その他これらに類する行為により公にされているとき

エ 人の生命，身体，健康又は財産を保護するため，緊急かつやむを得ないと認められるとき

オ 実施機関の内部又は実施機関相互においてその所掌事務の遂行に必要不可欠であり，かつ，当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき

カ 国等に提供する場合であつて，これらの機関の所掌する事務の遂行に必要不可欠であり，かつ，当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき

※なお，実施機関が目的外利用，外部提供を行ったときは，情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならないと規定されています。

(6) 市民の権利

ア 自分に関する情報の閲覧又は写しの交付を請求できる（条例第12条）

イ 開示を受けた自分に関する情報に誤りがある場合には，その情報の訂正を請求できる（条例第18条）

ウ 自分に関する情報が収集又は取扱いのルールに違反している場合は，その情報の削除を請求できる（条例第21条）

エ 自分に関する情報が利用及び提供のルールに違反している場合は，その情報

の目的外利用等の中止を請求することができる（条例第22条）

(7) 開示しないことができる個人情報（条例第16条）

ア 法令等により開示することができないとされるもの

イ 開示請求者以外の第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのあるもの

ウ 個人の指導，診断，評価等に関する個人情報で，事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

エ 捜査，取り締まりなどに関する個人情報で，事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

オ 国等の協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

(8) 情報公開・個人情報保護審査会の主な役割

（条例第7，9，10，24条，規則第3条）

ア 実施機関が行った個人情報の開示，訂正，削除，目的外利用等の停止の決定に対する請求者からの審査請求について，実施機関からの諮問に対し答申すること

イ 実施機関が行った個人情報の届出，目的外利用及び外部提供の報告を受けること

ウ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について，実施機関からの諮問に対し，審議又は審査し，答申すること

3 会議公開制度について

(1) 根拠条例等

龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（以下「3」において「条例」という。）

規則

(2) 目的（条例第1条）

会議公開制度は，平成14年7月よりスタートした制度です。法律又は条令の定めるところにより設置された附属機関の会議を原則公開とし，希望者に会議を傍聴させる又は会議録を公開することにより，透明かつ公正な会議の運営を図り，より開かれた市政を推進することを目的としています。

(3) 非公開とすることができる会議（条例第4条）

附属機関の会議は原則公開ですが，以下の場合はその会議の全部または一部を非公開とすることができます。

ア 法令の規定により明らかに公開することができないとされる事項

イ 個人に関する事項

ウ 法人等その他の団体に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項で，公開することにより当該法人又は当該個人に不利益を与えることが明らかである事項

- エ 国等の協力関係が著しく損なわれるおそれのある事項
- オ 審議，調査，検討等の意思決定過程の事項であって，公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれがある事項
- カ 監査，検査，人事管理など実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する事項であって，公開することにより公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある事項
- キ 公開することにより，人の生命，身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある事項

(4) 情報公開・個人情報保護審査会の役割（条例第11条）

附属機関の会議の公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し，その運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて審議し，またはそのあり方について実施機関に意見を述べると規定されています。

4 歴史公文書の選別について

(1) 根拠条例等

公文書等の管理に関する法律（以下「4」において「法律」という。）

(2) 目的（法律第1条）

歴史公文書の選別は，令和4年4月より本審査会に対して意見の聴取ができるようになった項目です。法律において，公文書等は諸活動や歴史的事実の記録であり，健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として定められています。その管理に関する基本的事項を定めること等により，行政文書等の適正な管理，歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り，行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに，国等の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることが法律の目的です。

この法律の目的に則り，当市における歴史公文書等に関する事項について決定していくための意思決定を進めていくものです。

(3) 当審査会の役割

歴史公文書の選別基準等を検討するにあたり，市からの提案（諮問）に対し，ご意見をいただきたいと考えております。本来であれば御一方，歴史公文書についての専門知識を有する学識経験者の方を委員としてお迎えしたかったのですが，適任者が見つからなかった関係で，現在学識経験者の枠が1つ欠番となっております。今後も引き続き適任者を探して参ります。

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

関係条例等一覧

- 1 龍ヶ崎市情報公開条例……………P 1
- 2 龍ヶ崎市個人情報保護条例……………P 9
- 3 龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例……………P25
- 4 龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則……………P29

○龍ヶ崎市情報公開条例

平成9年12月18日

条例第33号

改正 平成15年3月26日条例第13号

平成27年6月30日条例第27号

平成28年3月24日条例第11号

平成29年12月11日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利が保障されるよう、情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルムその他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、情報を閲覧に供し、又は情報の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、その保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利が保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 情報の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利

を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に通勤し、又は通学する個人
- (3) 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- (4) 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(情報の公開の請求手続)

第6条 情報の公開を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 請求しようとする情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- (情報の公開の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に当該請求に係る情報の公開をすかどうかの決定を行い、当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。ただし、情報の公開を直ちに行うことができるもので、請求者から当該通知書の交付を要しない旨の申出があつたときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、前項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受

理した日の翌日から起算して30日を限度として当該決定を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し当該決定の延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、請求に係る情報の全部又は一部について情報の公開をしない旨の決定をしたときは、第1項に規定する通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により請求に係る情報の全部又は一部について情報の公開をすることができるようになることが明らかであるときは、当該通知書にその旨を併せて記載するものとする。

5 請求者は、第1項に規定する期間（第3項の規定により、この期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が情報の公開をするかどうかの決定をしないときは、当該請求に係る情報を公開しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（情報の公開の実施）

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、速やかに当該情報を公開しなければならない。

2 前項の規定に基づく情報の公開は、前条第1項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、情報を公開することにより当該情報を汚損し、若しくは破損するおそれのあるとき、又は第10条第1項の規定に基づく情報の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該情報に代えてその写しを公開することができる。

（公開しないことができる情報）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。

(4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

(5) 実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国等の機関との間における審議、調査、検討等の意思決定過程の情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(6) 監査，検査，契約，試験，人事管理，交渉若しくは争訟等実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって，当該事務又は事業の性質上，公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(7) 公開することにより，人の生命，身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報であって，実施機関が公開しないことが適当であると認めたもの

(情報の部分公開及び時限公開)

第10条 実施機関は，請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において，その部分を容易に，かつ，請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは，その部分を除いて情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は，前条各号のいずれかに該当する情報であっても，一定の期間の経過により公開しない理由がなくなったときは，速やかに当該情報を公開しなければならない。

(費用負担)

第11条 この条例の規定に基づく情報の閲覧に要する費用は，無料とする。

2 この条例の規定に基づき情報の写しの交付を受けるものは，当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理手続に関する規定の適用除外)

第11条の2 第7条第1項又は第5項の規定による決定に係る審査請求（以下「審査請求」という。）については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は，適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第12条 実施機関は，審査請求があった場合は，当該審査請求が不適法であるときを除き，遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）に諮問し，その答申を尊重して，当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 実施機関は，審査会の答申があったときは，当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に，審査請求に対する裁決について理由

を付し、審査請求人に通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、審査会の答申書の写しを添付するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会)

第13条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し、その運営に関する重要事項及び審査請求について実施機関の諮問に応じて審議し、又はそのあり方について実施機関に意見を述べるため、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項の審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(他の制度との調整等)

第14条 この条例は、閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館、資料館等の施設において市民に閲覧させ、又は貸し出すことを目的として管理している図書、資料、刊行物等の情報については、適用しない。

3 第5条から第12条までの規定は、平成7年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した情報については、適用しない。

(情報の任意的公開)

第15条 実施機関は、前条第3項に規定する情報について、第5条に掲げるものから情報の公開の申出があったときは、当該情報の公開に応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第5条に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があったときは、当該情報の公開に応ずるよう努めるものとする。

3 第4条及び第11条の規定は、前2項の規定による情報の公開について準用する。

(情報の公表等の推進)

第16条 実施機関は、市民の市政への参加を促進するため、この条例に定める情報の公開のほか、市民が必要とする情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表及び提供に関する施策の充実を図らなければならない。

(情報の目録の作成)

第17条 実施機関は、情報を検索するための目録を作成し、所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市情報公開条例、龍ヶ崎市個人情報保護条例及び龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく龍ヶ崎市情報公開審査会、龍ヶ崎市個人情報保護審査会及び龍ヶ崎市会議公開運営審議会(以下「それぞれの審査会等」という。)の委員である者は、この条例に基づく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例に基づく委嘱の日から平成16年6月30日までとする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づきそれぞれの審査会等になされている諮問は、この条例の規定に基づきなされた諮問とみなす。

付 則 (平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月24日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の龍ヶ崎市情報

公開条例第12条第1項の規定により不服申立てがされたものに係る
手続その他の行為については，なお従前の例による。

付 則（平成29年12月11日条例第24号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

○龍ヶ崎市個人情報保護条例

平成11年12月22日

条例第33号

改正 平成12年3月27日条例第19号

平成15年3月26日条例第13号

平成27年9月28日条例第35号

平成28年3月24日条例第11号

平成29年12月11日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定め、個人情報の開示等を請求する市民の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (5) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を管理されている者をいう。
- (8) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに，あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は，その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 実施機関は，個人情報の取扱いに関する苦情については，迅速かつ適切に対応しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は，個人情報の保護の重要性を認識し，この条例により保障された権利を正当に行使するとともに，他人の個人情報の取扱いに当たっては，その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、実施機関の行う個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、その所管する事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の性質上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告するとともに、一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにし、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報をも本人以外のものから収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ない場合であって、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号から第8号までの規定に基づく収集を行ったときは、当該収集に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。
- 4 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（利用の制限）

第9条 実施機関は、第7条第1項第2号に規定する目的の範囲を超えて個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当

該実施機関の内部又は実施機関相互において利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 実施機関の内部又は実施機関相互においてその所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (6) 国等に提供する場合であって、これらの機関の所掌する事務の遂行に必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定に基づく目的外利用を行ったときは、当該目的外利用に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、前項の規定に基づく目的外利用を行ったときは、当該

目的外利用に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第9条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に基づく提供を行ったときは、当該提供に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、第9条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定に該当する場合に、公益上の必要性が高く、かつ、相手方が個人情報の保護に関し必要な措置を講じており、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める場合に限り、通信回線による電子計算機の結合による外部提供を行うことができる。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき外部提供を行う場合は、相手方に対し、提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法その他の必要な制限を付し、又はその適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、前3項の規定による外部提供を行ったときは、当該外部提供に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(適正な管理)

第11条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を定め、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を常に正確かつ最新のものに保つこと。

(2) 個人情報情報の漏えい、滅失、損傷、改ざんその他の事故を未然に防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的資料として保存するものを除く。）を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

（開示を請求する権利）

第12条 市民は、実施機関が管理する自己の個人情報情報の閲覧及び写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）その他本人の権利利益を保護するため市長が特に必要があるとして規則で定める者は、本人の権利利益を保護する目的であることその他必要な事項を明らかにし、本人に代わって開示の請求をすることができる。

（開示請求の方法）

第13条 前条の規定に基づき、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が前条の規定による開示を請求することができる者であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第14条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又

は本人の委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この条において同じ。) (以下「開示請求者」という。) に対して、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に決定をすることができないときは、当該決定をしなければならない日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示することができるようになることが明らかであるときは、当該通知書にその旨を併せて記載するものとする。
- 5 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第3項の規定により、この期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に、同項の規定による決定をしないときは、当該開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。
- 6 実施機関は、第1項の規定による決定を行う場合において、当該決定に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該開示請求者以外のものの意見を聴くことができる。

(開示の実施等)

第15条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく個人情報の開示は、前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行うものとする。この場合において、第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者に準用する。

3 実施機関は、個人情報を開示する場合において、当該個人情報を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められるとき、又は第17条第1項の規定に基づく個人情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、当該個人情報に代えてその写しにより開示をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 個人の指導、診断、評価、判定、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的を損ない、又は当該事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国等との協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの

(部分開示等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する個人情報であっても、期間の経過により開示しない理由がなくなったときは、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

(訂正を請求する権利)

第18条 市民は、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認

めるときは、実施機関に対して当該個人情報の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第19条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対して、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。

4 第14条第3項、第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(削除を請求する権利)

第21条 市民は、自己の個人情報について、第6条の規定による基本的制限に違反し、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで

当該個人情報の収集をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の削除を請求することができる。

- 2 第12条第2項、第19条及び前条の規定は、削除請求及びこれに対する決定について準用する。

(目的外利用等の停止を請求する権利)

第22条 市民は、自己の個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定によらないで目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の目的外利用等の停止を請求することができる。

- 2 第12条第2項、第19条及び第20条の規定は、目的外利用等の停止請求及びこれに対する決定について準用する。

(特定個人情報の目的外利用等の停止等を請求する権利)

第22条の2 市民は、自己の特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の目的外利用等の停止等に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は削除

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

- 2 第12条第2項、第19条及び第20条の規定は、特定個人情報の目的外利用等の停止等の請求及びこれに対する決定について準用する。

(費用負担)

第23条 個人情報の開示請求，訂正請求，削除請求及び目的外利用等の停止請求（以下「開示請求等」という。）に要する費用は，無料とする。ただし，個人情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成に要する費用は，開示請求者の負担とする。

2 特定個人情報の開示請求において，実施機関は，経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは，規則で定めるところにより，当該開示請求に係る費用を減額し，又は免除することができる。

（審理手続に関する規定の適用除外）

第23条の2 第14条第1項若しくは第5項，第20条第1項，第20条第4項において準用する第14条第5項又は第21条第2項，第22条第2項若しくは第22条の2第2項において準用する第20条の規定による決定に係る審査請求（以下「審査請求」という。）については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は，適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第24条 実施機関は，審査請求があった場合は，当該審査請求が不適法であるときを除き，遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し，その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 実施機関は，前項に規定する審査会の答申があったときは，当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に，審査請求に対する裁決について理由を付し，審査請求人に通知しなければならない。この場合において，通知書には，当該審査会の答申書の写しを添付するものとする。

（情報公開・個人情報保護審査会）

第25条 この条例により付与された権限に属する事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項並びに審査請求について実施機関の諮問に応じて審議し，又はそのあり方について実施機関に意見を述べるため，龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項の審査会の組織及び運営に関し必要な事項は，市長が規則で定める。

(事務を委託する場合の措置)

第26条 実施機関は、個人情報取扱事務を外部に委託しようとするときは、その相手方に対し、当該個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定により委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第26条の2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、その指定管理者に対し、当該公の施設に係る個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項に規定する指定管理者の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(出資法人の講ずべき措置)

第27条 市が出資する法人で市長が定めるものは、個人情報の取扱いに関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第28条 市長は、個人に関する情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対して、協力を要請するものとする。

(他の制度との調整)

第29条 この条例は、他の法令等の規定により自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の開示、訂正、削除又は目的外利用等の停止に関する手続が定められている個人情報については、適用しない。

2 この条例は、図書館、資料館その他これらに類する施設において、市民の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、適用しない。

(個人情報検索資料の作成)

第30条 実施機関は、個人情報を検索するために必要な資料を作成し、所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第31条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務及び個人情報の収集等については、この条例の規定により行った個人情報取扱事務及び個人情報の収集等とみなす。

(龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年龍ヶ崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表中「

情報公開審査会委員	会長	日額 7,200円	収入役
	委員	日額 6,600円	収入役

」を「

情報公開審査会委員	会長	日額 7,200円	収入役
	委員	日額 6,600円	収入役
個人情報保護審査会委員	会長	日額 7,200円	収入役
	委員	日額 6,600円	収入役

」に改める。

付 則 (平成12年3月27日条例第19号)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の

民法の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

付 則（平成15年3月26日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市情報公開条例、龍ヶ崎市個人情報保護条例及び龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく龍ヶ崎市情報公開審査会、龍ヶ崎市個人情報保護審査会及び龍ヶ崎市会議公開運営審議会（以下「それぞれの審査会等」という。）の委員である者は、この条例に基づく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例に基づく委嘱の日から平成16年6月30日までとする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づきそれぞれの審査会等になされている諮問は、この条例の規定に基づきなされた諮問とみなす。

付 則（平成27年9月28日条例第35号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行する。

付 則（平成28年3月24日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 4 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の龍ヶ崎市個人情報保護条例第24条第1項の規定により不服申立てがされたものに係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

付 則（平成29年12月11日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市個人情報保護条例第7条第1項の規定により届け出られている個人情報取

扱事務のうち，改正後の龍ヶ崎市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第7条第1項の規定の適用については，同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「行っている」と，「あらかじめ」とあるのは「龍ヶ崎市個人情報保護条例及び龍ヶ崎市情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第24号）の施行後遅滞なく」とする。

○龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例

平成14年3月27日

条例第4号

改正 平成15年3月26日条例第13号

平成26年3月28日条例第27号

平成27年6月30日条例第27号

平成28年3月24日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民参加による開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。

(会議の公開の原則)

第3条 附属機関の会議は、これを公開する。

(審査請求に係る会議の非公開)

第4条 前条の規定にかかわらず、審査請求に係る会議は、非公開とする。ただし、当該会議における口頭審理等（附属機関が審査請求人等から意見等を聴取する審理等をいう。）について当該審査請求人から公開の申立てがある場合においては、附属機関は、会議に諮り、当該口頭審理等を公開することができる。

(非公開とすることができる会議)

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、附属機関は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている事項
- (2) 個人に関する事項（事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

- ア 法令の規定により何人でも閲覧することができるものとされているもの
- イ 公表することを目的として市長その他の執行機関が作成し、又は取得したもの
- ウ 公務員の職務の遂行に係る事項に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する事項であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して市長その他の執行機関が作成し、又は取得した事項であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く。
- (4) 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）との協議、依頼等に基づいて市長その他の執行機関が作成し、又は取得した事項であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの
- (5) 市長その他の執行機関の内部若しくは相互間又は市長その他の執行機関と国等の機関との間における審議、調査、検討等の意思決定過程の事項であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 監査、検査、契約、試験、人事管理、交渉若しくは争訟等市長その他の執行機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する事項であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの

事項であって、市長その他の執行機関が公開しないことが適当であると認めたもの

(会議開催の事前公表)

第6条 実施機関（附属機関が設置されている市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）は、附属機関の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、第4条又は第5条の規定により附属機関の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、附属機関の会議を傍聴することができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議資料（龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）第9条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、附属機関の会議について会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、その定めるところにより、公開された附属機関の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会)

第11条 この条例による附属機関の会議の公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し、その運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて審議し、又はそのあり方について実施機関に意見を述べるため、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項の審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(運用状況の公表)

第12条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公

表しなければならない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第13条 附属機関の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

この条例は、平成14年7月1日から施行し、同日以後に第6条の規定に基づき公表する審議会等の会議から適用する。

付 則 (平成15年3月26日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市情報公開条例、龍ヶ崎市個人情報保護条例及び龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく龍ヶ崎市情報公開審査会、龍ヶ崎市個人情報保護審査会及び龍ヶ崎市会議公開運営審議会(以下「それぞれの審査会等」という。)の委員である者は、この条例に基づく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例に基づく委嘱の日から平成16年6月30日までとする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づきそれぞれの審査会等になされている諮問は、この条例の規定に基づきなされた諮問とみなす。

付 則 (平成26年3月28日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月24日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則

平成15年3月31日

規則第28号

改正 平成16年6月11日規則第32号

平成23年4月14日規則第28号

平成26年3月28日規則第9号

平成26年9月4日規則第31号

平成28年3月29日規則第48号

平成30年2月28日規則第2号

令和4年2月22日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第13条第2項、龍ヶ崎市個人情報保護条例（平成11年龍ヶ崎市条例第33号。以下「個人情報保護条例」という。）第25条第2項及び龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（平成14年龍ヶ崎市条例第4号。以下「会議公開条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、並びに公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に規定する歴史公文書等に関する意見の聴取に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審議し、又は審査し、及び答申する。

- (1) 情報公開条例第13条第1項の規定に基づき、実施機関から諮問された事項
- (2) 個人情報保護条例第6条第2項ただし書、第8条第2項第8号及び第9条第2項第7号の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項並びに同条例第25条第1項の規定に基づき実施機関から諮問された事項
- (3) 会議公開条例第11条第1項の規定に基づき、実施機関から諮問された事項
- (4) 法第2条第6項に規定する歴史公文書等に関し、法第34条の規定に基づき、実施機関から諮問された事項

2 前項に定めるもののほか、審査会は、実施機関が報告する情報公開制度、個人情報保護制度及び附属機関の会議の公開制度に係る事項に対し、意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会は、第3条に規定する審議又は審査を行うため必要があるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部情報管理課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(龍ヶ崎市情報公開審査会規則等の廃止)
- 2 龍ヶ崎市情報公開審査会規則(平成9年龍ヶ崎市規則第45号)、龍ヶ崎市個人情報保護審査会規則(平成12年龍ヶ崎市規則第28号)及び龍ヶ崎市会議公開運営審議会規則(平成14年龍ヶ崎市規則第30号)は、廃止する。

付 則(平成16年6月11日規則第32号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則(平成23年4月14日規則第28号)

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成26年3月28日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成26年9月4日規則第31号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成28年3月29日規則第48号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年2月28日規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和4年2月22日規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。